

平成23年度老人保健福祉関係第一次補正予算の概要

一 老 健 局 一

東日本大震災に係る復旧支援

1,037億円

第1 被災者への支援

346億円

(1) 介護保険制度の保険料減免等の特別措置

275億円

- ① 被災した被保険者について、介護保険の保険料、利用者負担額や食費・居住費の自己負担額の減免等を行う場合に、保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。

- ① 被災被保険者の第1号保険料の減免に対する財政支援 (120億円)

保険者が被災被保険者の第1号保険料の減免を行った際の減免分相当額について、国が全額を財政支援する。

- ② 税制の緊急対応に伴う第1号保険料額の収入額減に対する財政支援 (7億円)

今回の震災に伴う税制上の対応により、被災被保険者の保険料段階が低くなり、保険者の保険料収入額が減少する。これに対し、減少分相当額について、国が1/2を財政支援する。

- ③ 被災被保険者の第2号保険料の減免に対する財政支援 (29億円)

医療保険者が被災被保険者の第2号保険料の減免を行った際の減免分相当額について、国が一部または全部を財政支援する。(保険局に計上)

- ④ 医療保険者の標準報酬の改定の特例による損失に対する財政支援 (9億円)

医療保険者が標準報酬の即時改定を行うことに伴い、医療保険者の保険料収入が減少する。これに対し、減少分相当額について、国が一部または全部を財政支援する。(保険局に計上)

- ⑤ 被災被保険者の利用者負担額の免除に対する財政支援 (67億円)

保険者が被災被保険者の利用者負担額の免除を行った際の免除分相当額について、国が全額を財政支援する。

- ⑥ 被災被保険者の施設入所に係る食費及び居住費の自己負担額の減免に対する財政支援

(21億円)

被災被保険者の施設入所に係る食費及び居住費の自己負担額を減免し、減免分相当額について、国が全額を財政支援する。

② 今回の震災により影響を受けた保険者等が、円滑に業務を実施できるようにするための支援を行う。

⑦ 被災地域における保険者等に対する保険者機能回復のための支援（15億円）

保険者機能が損なわれた保険者等に対して、介護保険の被保険者資格の管理や保険料の算定等のためのソフトウェア導入等の経費を、国が定額で補助する。

⑧ 国民健康保険団体連合会による介護報酬の立て替えのための借入金に係る利息補助

（6億円）

国民健康保険団体連合会が介護保険施設等に対して報酬の立替払いをする際の借入金に係る利息を、国が補助する。

（2）被災した高齢者、障害者への生活支援等

70億円

- ・ 被災地の避難所等において生活する高齢者・障害者等に対して、専門職種（介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等）による相談・生活支援等を行う費用を補助する。
- ・ 応急仮設住宅等における総合相談、高齢者等のデイサービス、生活支援等を包括的に提供するサービス拠点の設置・運営に要する費用を補助する。

※ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業）の積み増し

第2 被災地の復旧支援及び電力確保対策

692億円

（1）介護施設等の災害復旧

631億円

① 介護施設等の災害復旧

563億円

被災した介護施設等の復旧を図る。

② 介護事業所等の事業再開に要する諸経費の国庫補助

63億円

被災地の要介護者等に対する介護サービスを確保するため、今般の災害で被災した介護サービス事業者に対し、事業再開に必要となる初度経費（車両購入費、事務用品購入費、事業所を借り上げる際の礼金等）に対する補助を行う。

（2）介護老人保健施設等における電力確保対策

61億円

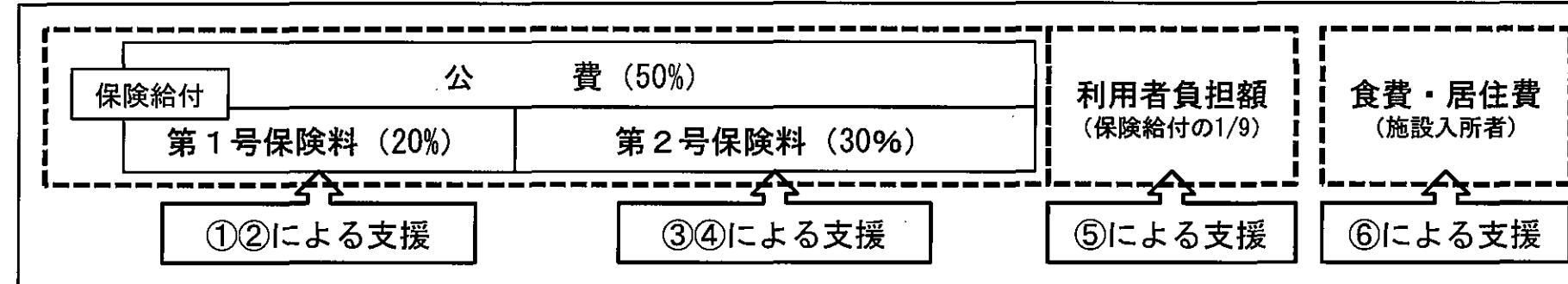
停電等の事態においても、介護老人保健施設等における入所者の安全と療養環境を維持するため、人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引を必要とする入所者を有する施設に自家発電装置を整備する。

保険料減免等関係

①被災被保険者の第1号保険料の減免に対する財政支援	12,048百万円
②税制の緊急対応に伴う第1号保険料額の収入額減に対する財政支援 ○事業用資産等の損失で事業所得が減少し、保険料段階が下がることにより、保険料収入が減少する保険者に対し、減少分相当額の一部を、国が補助	722百万円
③被災被保険者の第2号保険料の減免に対する財政支援	2,946百万円
④医療保険者の標準報酬の改定の特例による損失に対する財政支援 ○震災に伴い急激に報酬が減少した被保険者の標準報酬月額の即時改定を行った被用者保険の保険者に対し、損失分相当額の一部又は全部を、国が補助	940百万円

等利用者負担関係

⑤被災被保険者の利用者負担額の免除に対する財政支援	6,694百万円
⑥被災被保険者の施設入所に係る食費及び居住費の自己負担額の減免に対する財政支援	2,116百万円



その他

⑦被災地域における保険者等に対する保険者機能回復のための支援	1,528百万円
○保険者機能が損なわれた保険者等に対して、介護保険の被保険者資格の管理や保険料の算定等のためのソフトウェア導入等の経費を、国が定額で補助	
⑧国民健康保険団体連合会による介護報酬の立て替えのための借入金に係る利息補助 ○国民健康保険団体連合会が介護保険施設等に対して報酬の立替払いをする際の借入金に係る利息を、国が補助	555百万円

地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度第一次補正予算(案) 7,020,870千円

東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的として、被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の積み増しを行う。

【積み増しの対象となる県】 東日本大震災による災害救助法の適用を受けた市町村を有する都道府県
(内訳)青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

【事業内容（例）】

1 避難所や仮設住宅における専門職種による相談・生活支援等

（例）

- ・避難所等（仮設住宅、在宅を含む）の要介護高齢者、障害児者等に対する介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・避難所等の障害児者に対する精神保健福祉士、職業指導員や、児童指導員、手話通訳者等の専門職種の者による生活支援や情報支援
- ・避難所等において特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士等の専門職種の者による相談・援助
- ・心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動
- ・避難所等から緊急避難的に要援護者をショートステイ等に受け入れる事業
- ・被災者を緊急避難的に受け入れ、家賃等の利用者負担の軽減を行う認知症・障害者グループホーム、ケアホームに対する支援を行う事業
- ・学校等関係団体との連絡調整
- ・その他介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者等による被災地における支援に資する事業

【主な対象経費】事業費（専門職種の者に係る人件費、旅費、備品購入費等）等

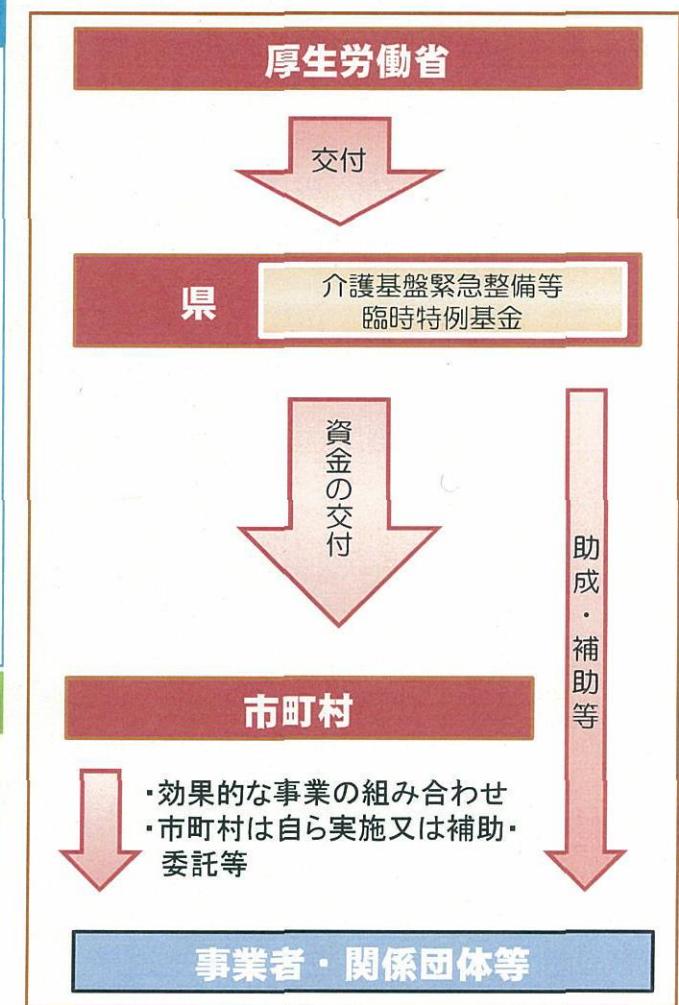
2 仮設住宅等の被災地における介護・福祉サービスの拠点づくり等

（例）

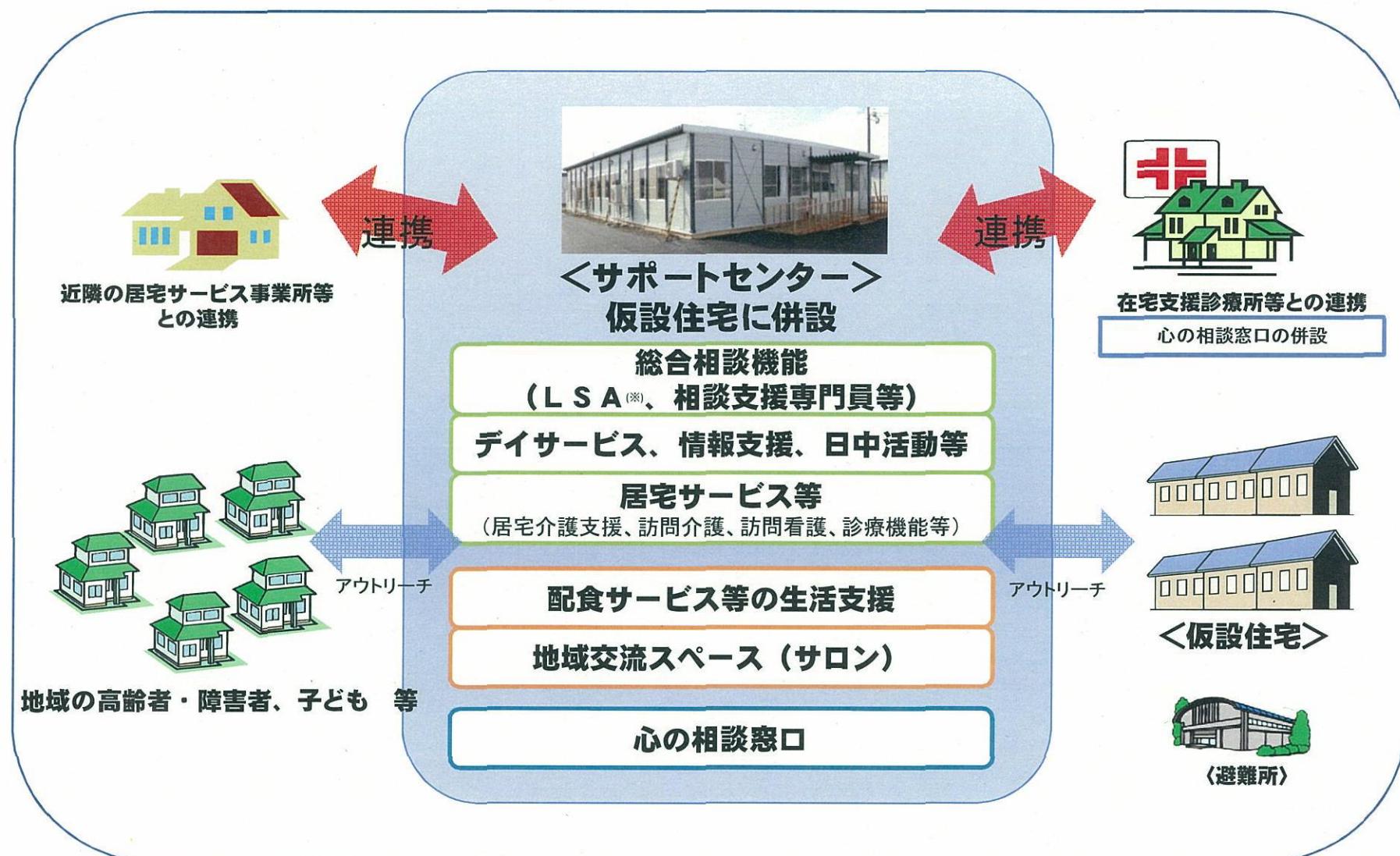
- ・仮設住宅等の被災地において、高齢者、障害者等をはじめとした被災者同士または被災者と支援者のコミュニティーの構築を行う拠点を整備する事業
- ・仮設住宅の公共スペース等の活用により、要介護高齢者等に対する総合相談、デイサービス、訪問介護や訪問看護、生活支援、アウトリーチによる相談等を包括的に提供するサポート拠点を整備を推進する事業 等

【主な対象経費】拠点整備に係る経費（改修費、初度設備購入費等）等

＜参考＞事業実施までの流れ



仮設住宅等における介護等のサポート拠点について(イメージ)

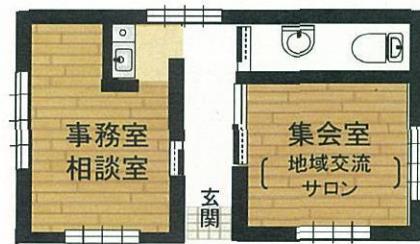


※ LSA : ライフサポートアドバイザー = 住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

介護等のサポート拠点の参考例

○ 仮設住宅の規模等に応じて、サービス内容の選択・組み合わせが可能

[事例1] 小規模サポート拠点(50m²程度)
事務室(LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン



主な機能	・総合相談 ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)の拠点 ・地域交流サロン
主な設備	事務室、相談室、集会室、トイレ、給湯室
主な職員	・相談職員(LSA等) 1名 ・事務員 1名

[事例2] 中規模サポート拠点(100m²程度)
事務室(LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン



主な機能	・総合相談 ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)の拠点 ・地域交流サロン
主な設備	事務室、相談室、集会室、トイレ、調理機器(簡易)
主な職員	・相談職員(LSA等) 1名 ・介護職員 2名 ・事務員 1名

[事例3] 総合的複合拠点(300m²程度)
事務室(LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン + デイサービス



主な機能	・総合相談 ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)の拠点 ・デイサービス(食事・入浴) ・地域交流サロン ・障害者の日中活動の場
主な設備	事務室、相談室、デイサービス集会室、トイレ(男女別)、浴室、厨房設備
主な職員	・介護・看護職員 3名(デイ) ・相談職員(LSA、相談支援専門員等) 1名 ・調理員 2名・事務員 1名

介護施設等の災害復旧事業の概要

23 ‘補正予算額（案）

563億円

1. 概要

東日本大震災を受け、被災した介護施設等の復旧事業について、その復旧に要する経費を助成するもの

2. 補助対象施設

- | | | | |
|------------------|----------------|----------------|-----------|
| ◇特別養護老人ホーム | ◇養護老人ホーム | ◇老人デイサービスセンター | ◇老人短期入所施設 |
| ◇軽費老人ホーム | ◇認知症高齢者グループホーム | ◇小規模多機能型居宅介護拠点 | |
| ◇夜間対応型訪問介護ステーション | ◇地域包括支援センター | ◇介護老人保健施設 | 等 |

3. 補助率

- ◇ 激甚法指定による国庫補助率引上げ（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム）
- ◇ その他施設についても、国庫補助率の引上げ
1／2 → 2／3に引上げ（例：認知症高齢者グループホームなど）
1／3 → 1／2に引上げ（例：介護老人保健施設など）

介護事業所等の事業再開に要する諸経費の国庫補助 (介護サービス事業所・施設等の復旧支援事業)

東日本大震災の被災地における介護サービスの確保のため、被災した介護サービス事業者に対し、事業再開に要する経費（車両購入費、パソコン等の事務用品購入費、事業所借上に要する初期契約料等）に関する国庫補助事業を新たに創設し、復旧支援を行う。

1. 所要額 6,794,500千円
2. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
3. 補助率 定額補助
(介護保険サービスごとに定める額)
4. 補助対象 東日本大震災により被災した
介護保険サービス事業所・施設を
有する事業者
5. 補助対象となる経費の例
 - ・ 事業所の車両（訪問、送迎等用）
 - ・ 事務用品（パソコン、デスク等）
 - ・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
 - ・ その他事業再開に必要となる初度経費

(対象となる事業所・施設等)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、福祉用具貸与、居宅介護支援、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療病床、地域包括支援センター、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護

(定額補助の額(例))

訪問介護・訪問看護	700万円／事業所
通所介護	800万円／事業所
小規模多機能型居宅介護	1,000万円／事業所

【予算科目】

(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 介護施設等復旧支援事業費等補助金（仮称）

介護老人保健施設等における電力確保対策

○事業概要

介護施設には、人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等の機器が必要な者が入所しており、計画停電等により、生命をおびやかす事態が想定されることから、当該施設における非常用自家発電装置の設置を進める。

- ・**人工呼吸器**: 呼吸不全の状態にある者に対し、機器により呼吸を補助する。
- ・**酸素療法**: 十分な酸素供給がされていない者に対し、高濃度の酸素を吸入させ、症状の改善を図る。
- ・**喀痰吸引**: 唾液等を飲み込む力が弱まっている者は、咳とともに吐き出される痰(喀痰)をそのままにしておくと窒息する危険性があることから、機器により吸引する。

機器の作動に電力が必要



計画停電等、電力供給の途絶により生命をおびやかす事態(呼吸困難、心不全等)が想定される。

東北電力・東京電力管内に所在する介護施設に非常用自家発電機を設置

(※ 16都県:青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、静岡)

介護施設の電力供給が安定化し、高齢者の生命及び健康の保持が図られる。